

第11回久留米市景観審議会 議事録

日時：令和5年11月28日 10:00～11:30

場所：久留米市役所4階401会議室

○委員出席者 6名（内、代理出席者0名）

区分	氏名	備考
学識経験者	大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
〃	山下 三平	九州産業大学 建築都市工学部 都市デザイン工学科 教授
〃	高取 千佳	九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授
関係団体の代表	田中 伸和	福岡県広告美術協同組合連合会 会長
市民代表	森山 秀子	久留米市美術館 副館長
〃	大坪 平	久留米市校区まちづくり連絡協議会

○委員欠席者 4名

区分	氏名	備考
学識経験者	本間 美奈子	久留米大学 法学部法律学科 教授
〃	柴田 久	福岡大学 工学部社会デザイン工学科 教授
関係団体の代表	高橋 涼	福岡県 建築都市部 都市計画課長
市民代表	中村 仁美	福岡県建築士会

○事務局出席者

都市計画課：秦課長、太田主幹、原田課長補佐、江崎技術主査、秋山

議事内容

事務局	<p>○開会 ○委員紹介 ○出席状況、本会議成立の報告 （委員6名の出席により、2分の1以上の定数を満たす） ○会長選出（大森委員を会長に選出） ○会長挨拶 ○議事録の公開について（委員承諾） ○傍聴希望者の状況報告（傍聴希望者なし） ○議案の審議</p>
事務局	<p>■議案の説明 「諮問第8号議案 久留米市景観計画の変更について」</p>
A委員	<p>■議案に対する意見、質疑・応答</p>
A委員	<p>景観計画の案については異論なしですが、他市ではパワーコンディショナーの騒音などにより地域住民との問題が発生した事例があるようで、立地の際に事業者は住民に対し丁寧なやりとりが必要と考えますが、事務局としてどう考えますか。</p>
事務局	<p>環境面など住民からの相談等の懸念があることを念頭において、届出者との協議を含め届出事務を行います。</p>
B委員	<p>事業者は、事前に住民説明会などを実施されているのですか。</p>
事務局	<p>景観計画においては、事業者は周辺住民への説明会の義務はございません。過去、風力発電の際は事業者の方に説明会を実施したと聞いておりますが、他部署も含めて市による住民説明会の義務化はしておりません。</p>
B委員	<p>それでは、住民から相談があった時点で届出者に協議して頂くようお願いいたします。再生可能エネルギーの推進と景観の保全とバランスをとることが大事と思いますが、周辺住民への周知に留意することをお願いいたします。</p>
議長	<p>この議案に関して反対の意見はなかったため、諮問第8号議案について、「諮問された議案のとおり、進めて頂きたい」として答申することによってよろしいでしょうか。 （委員の賛同）</p>
事務局	<p>■議案の説明 「諮問第9号議案 久留米市屋外広告物条例等の改正について」</p>

	<p>■ 議案に対する意見、質疑・応答</p>
C 委員	<p>デジタルサイネージを含め広告物への規制をする背景と、本取組みにおける事業者への周知について教えてください。</p>
事務局	<p>これまでの基準を運用している中で、独立広告1基当たりの表示面積を50㎡までとしているものを片面25㎡の両面使いではなく、1面50㎡で設置されるなど過度な広告物が見受けられます。このような広告物への対応など、良好な景観形成を進めるにあたり、デジタルサイネージ等の新技術への対応や安全点検の強化など条例等の改正が伴う取組みが重なったためです。</p> <p>事業者への周知としましては、7月にパブリック・コメントを実施した際、主要交差点に設置されている事業者を対象に取組みに関する文書を郵送しています。実際にパブリック・コメントに事業者様からもご意見を頂いております。</p>
D 委員	<p>パブリック・コメントでは理解できていないこともあるかと思いますが、決められたことを守っていくことは業者の努めかとも思います。</p>
E 委員	<p>景観に対する関心が高まるのが、より厳しい規制に繋がっていると思います。他市の事例になりますが、屋外広告物の規制が厳しくなったことで、全体的により良い広告物が増えたということもあります。</p> <p>このように久留米市では規制を強めるという方向に向かっていると理解しています。</p>
F 委員	<p>地色に高彩度の色彩の使用を禁止とありますが、景観計画と整合していますか。</p>
事務局	<p>高彩度の色彩の使用を禁止している点で景観計画と整合しています。壁面の20%程度は、アクセントカラーとして一部使用を認めています。</p>
G 委員	<p>規格基準改定に伴う既存不適格の数（割合）を教えてください。</p> <p>また、事業者が建替えの必要性を感じるものになりえるかどうかについてどう考えていますか。</p>
事務局	<p>デジタルサイネージについては、主に主要交差点に貸看板の用途で設置されていることから、許可物件8件のうち5件程度が既存不適格となると想定しています。</p> <p>通常の広告物については、1広告当たりの面積を規定することにより、数は把握できていませんが、主要交差点や主要道路には大きな面積の看板が多々設置されていますので、そういったものが既存不適格となります。</p> <p>それから主要交差点の対向面積については、現状での試算では、すでに</p>

	<p>面積上限となっている交差点が多いので、新規に設置できないような状態となっています。</p> <p>今回の改定に伴う既存不適格については、すぐに建替えさせるといった強い指導は実施しませんが、物件に応じて徐々に対応して頂けるよう指導していきます。</p>
H委員	1面 50 m ² を使用する広告物は、市内にどの程度枚数がありますか。
事務局	正確な枚数の把握はできていません。
I委員	既存不適格となる物件の数は多いようですね。では、既存不適格の猶予期間等はどのように考えていますか。
事務局	既存不適格の物件については、変更のない継続申請は引き続き許可を与えていきます。板面の変更があった場合などは、新規の基準に合わせた変更をして頂くよう窓口等での指導はさせていただきます。
J委員	特例許可として認める広告物について、デザイン性や公共性が重要であると思います。
K委員	特例許可の基準は、良好な景観形成に資する公共性の高いものとなると思われませんが、審議会で承認されるものとして今後の為に具体的な例などを検討しておかれませうお願いいたします。
L委員	デジタルサイネージについて、大型化や高い輝度によって鮮明に映像が見えることで、交通安全への配慮が必要になっていると思います。
事務局	その点に関して、通常の規格基準に上乘せした、特化した規格基準を設けることで対応することを考えています。
M委員	交通安全への配慮という点で、警察との連携はどうなっていますか。
事務局	警察との協議では、警察は信号機の障害にならないことを条件付けするが、輝度の程度等は条件付けできないとのこと。そのため、市が申請者に対して交通安全や周辺環境への配慮事項について指導をしています。具体的には、環境省の光害対策ガイドラインにある光環境類型による数値を参考に申請者と相談させて頂いております。
議長	<p>この議案に関して反対の意見はなかったため、諮問第9号議案について、「諮問された議案のとおり、進めて頂きたい」として答申することによってよろしいでしょうか。</p> <p>(委員の賛同)</p>

事務局

- 「専門部会（車体利用デザイン審査部会）について」の報告
 - ・車体利用広告物デザイン審査部会の委嘱報告
（大森委員、山下委員、本間委員、田中委員の4名）
 - ・第13回車体利用デザイン審査部会（令和5年4月18日開催）の
審査結果報告
（委員からの意見無し）

議長

以上で、全ての議案審議を終了します。

- 閉会

（以上）